

第63回 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

場 所 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

＜新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ＞

- 株主の皆様には可能な限り書面またはインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- ご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただくようお願い申し上げます。
- 当日は会場受付前にて株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- 当社役員及び係員は、マスク着用にて対応させていただきます。

アイホン株式会社

証券コード：6718

当社の経営理念

われわれの合言葉

自分の仕事に責任を持って
他人に迷惑をかけるな

「われわれの合言葉」は、社会人・産業人としてのあるべき人間像を示し、これを鏡として一人ひとりが自らを律していこうとする思いを表しています。

わが社の指針

- 一、われらは常に和の精神に生き、共存共栄をめざす。
- 二、われらは互いに助け合い、信頼しあう人格をつくる。
- 三、われらは知識をみがき経験をつみ、技術の向上をはかる。
- 四、われらは創意を以ってよき製品をうみ、社会に奉仕する。
- 五、われらは健康明朗なる社風をつくり、会社の繁栄、社員の生活向上を期す。

目次

■ 第63回定時株主総会招集ご通知……………	P.1
■ 事業報告……………	P.4
■ 連結計算書類……………	P.29
■ 計算書類……………	P.32
■ 監査報告書……………	P.36
■ 株主総会参考書類……………	P.42

証券コード6718
2021年6月4日

株 主 各 位

名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル
アイホン株式会社
代表取締役社長 加藤 康 次

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時（受付開始時間 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第63期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様であることが必要です。代理人として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

◎本招集ご通知におきまして提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aiphone.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

① 連結計算書類の「連結注記表」 ② 計算書類の「個別注記表」

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aiphone.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎当日は株主総会を当社役員及び係員が、ノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただく予定です。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を ご行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、切手を貼ら
ずにご投函ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を ご行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 個

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

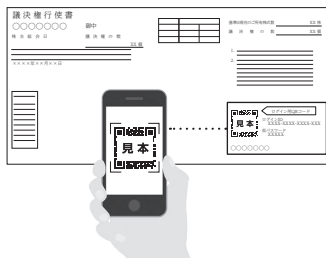
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

- 3 新しいパスワードを登録する。

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(2020 年 4 月 1 日から
2021 年 3 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、国内外の移動制限や不要不急の外出自粛など経済活動が大幅に制限されたことで第1四半期におきましては、景気が急速に悪化いたしました。第2四半期以降は景気回復の兆しが見られましたが、2021年1月に再度緊急事態宣言が発令され、経済活動が制限されるなど依然として厳しい状況が続いております。

海外につきましては、各国で第1四半期にロックダウンが実施されるなど、経済活動に大きな影響を及ぼしました。その後、各国政府におきまして経済対策が実施されたことや新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されたこともあり、米国や中国などでは経済が回復基調にあります。しかしながら、欧州では未だ経済活動の制限が長期化しており、世界的な感染の終息には時間を要することが想定されます。

当社グループを取り巻く環境につきましては、日本国内の新設住宅着工戸数は、経済の先行き不透明感による影響もあり、前年同期から減少いたしました。一方で既存のインターホン設備等の更新に対する関心は高く、一時は感染懸念により工期の延期や営業活動の制限等が発生しておりましたが、感染予防の対策をとりつつ順次活動を再開してまいりました。海外市場におきましては、欧米の取引先にて店舗等の休業措置が実施されたことで販売活動が停滞した期間があったものの、取引先とのテレビ会議や電話会議などのオンライン営業や少人数での対面打ち合わせの実施など、現在の環境に配慮した営業活動を行ってまいりました。

当社グループは、社内外への感染拡大防止のため、テレワークや時差出勤を行うとともにオンライン会議システムを活用するなど、厳しい制約がある状況の中で、従業員とその家族の安全と健康に配慮しつつ、事業活動を継続してまいりました。

当連結会計年度の経営成績は、売上高461億4千1百万円（前連結会計年度比4.9%減）、経費削減等により営業利益36億2千2百万円（同27.8%増）、経常利益36億9千3百万円（同27.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益30億7百万円（同26.8%増）となりました。

(i) 日本セグメント

国内の住宅市場につきましては、戸建住宅におきまして、新築では当社の納入時期にあたる住宅着工戸数が減少し大手ハウスメーカーの着工戸数も伸び悩んだものの、戦略的に取り組みを進めた高機能商品の販売が増加し、売上は増加いたしました。また、リニューアルでは、市場ニーズの高いワイヤレステレビドアホンシリーズの販売が好調に推移したことにより、売上は増加いたしました。この結果、戸建住宅市場全体としての売上は増加いたしました。

集合住宅につきましては、新築では当社の納入時期にあたる住宅着工戸数が減少する中、賃貸マンションにおきましては新商品を中心に販売が好調に推移いたしました。しかしながら、分譲マンションへの販売が苦戦したことにより、売上は減少いたしました。一方、リニューアルでは、賃貸マンションにおきましては戦略的な営業活動により販売が好調に推移いたしました。また、分譲マンションにおきましては新型コロナウイルスへの感染懸念から工期が延期されていた案件が再開されるとともに、消防法が絡む設備更新の総合提案を進めるなどソリューション営業を強化し、積極的な受注活動を進めた結果、下半期の販売は前年同期を大幅に上回りました。しかしながら、活動制限による上半期の販売の減少幅が大きく、売上は減少いたしました。この結果、集合住宅市場全体としての売上は減少いたしました。

ケア市場につきましては、リニューアルでは、戦略的に推進してきたソリューション営業や保守サービス活動の強化による効果が見られたものの、新型コロナウイルスの感染拡大により活動が厳しく制限されたことが影響し、売上は減少いたしました。一方、新築では病院の新設着工件数が減少する中、前期の積極的な受注活動が功を奏して、病院・高齢者施設への販売が好調に推移し、売上は増加いたしました。この結果、ケア市場全体としての売上は微増いたしました。

業務市場につきましては、販売価格の見直しやＩＰネットワーク対応インターホンシステムの変種バリエーションの拡充による効果が見られたものの、新型コロナウイルスの感染拡大により飲食店関連等への販売が減少するとともに、交通インフラ等への新たな提案活動が制限されたことにより、売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高は418億3百万円（前連結会計年度比4.4%減）となりました。なお、営業利益につきましては、経費削減やグループ間取引価格の変更の影響等もあり26億9千8百万円（同53.2%増）となりました。

(ii) 北米セグメント

アメリカの販売子会社であるアイホンコーポレーションにつきましては、集合住宅向けに新たに市場投入した I X G システムの積極的な営業活動や、需要の高い小規模オフィス向けにテレビドアホンを中心とした販売促進活動を行うなど、コロナ禍におきましても新市場の開拓を進めてまいりました。しかしながら、業務市場におきましては新型コロナウイルス対策費の予算が優先され、学校案件や政府系案件の受注金額が縮小するとともに、集合住宅市場におけるリニューアル案件の停滞が影響し、売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高は63億6千8百万円（前連結会計年度比17.5%減）となりました。また、営業利益につきましては、経費削減等もあり4億1百万円（同33.1%増）となりました。

(iii) 欧州セグメント

フランスの販売子会社であるアイホン S.A.S. につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による外出制限措置等の規制の強化と緩和が繰り返される中、テレビドアホンの積極的なプロモーション活動等により第2四半期以降の販売は前年同期並みに回復いたしました。しかしながら、第1四半期の経済活動制限の影響が大きく、売上は減少いたしました。

イギリスの販売子会社であるアイホン UK につきましては、第3四半期以降に新型コロナウイルスの感染が再拡大し外出制限措置が取られたことにより、集合住宅市場及び業務市場が停滞し、売上は減少いたしました。

これらの結果、売上高は34億7千1百万円（前連結会計年度比1.5%減）となりました。また、営業利益につきましては、経費削減等もあり1億8百万円（同167.6%増）となりました。

(iv) タイセグメント

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（タイランド）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しておりますが、第1四半期に新型コロナウイルスの感染拡大により部品調達の一部に遅延等が発生し、製品の供給量は減少いたしました。当社グループ間で部品調整等を行うことで生産は維持いたしました。売上高は72億1千万円（前連結会計年度比6.7%減）となりました。また、営業利益につきましては、グループ間取引価格の変更の影響等もあり2億7千1百万円（同35.6%減）となりました。

(v) ベトナムセグメント

生産子会社であるアイホンコミュニケーションズ（ベトナム）は、当社グループ向けに製品等を生産・出荷しております。日本等で生産しておりました製品の一部を生産移管したことにより、売上高は46億1千4百万円（前連結会計年度比42.9%増）となり、営業利益は1億7千9百万円（同34.7%増）となりました。

(vi) その他

報告セグメントに含まれない販売子会社といたしまして、オーストラリアの販売子会社であるアイホンP T Yにつきましては、I Pネットワーク対応インターホンシステムやW i - F i 対応テレビドアホンの販売が好調に推移いたしました。また、新型コロナウイルスの影響により停滞していた集合住宅市場におけるリニューアル案件が下半期におきまして回復基調となったことなどにより、売上は微増となりました。

シンガポールの販売子会社であるアイホンP T E.につきましては、新型コロナウイルスの影響が長期化し、主力となる集合住宅向けシステム及び業務市場向けシステムの案件において工期の延期等が相次ぎ、売上は大きく減少いたしました。

これらの結果、セグメントに含まれない販売子会社におきましては、売上高は8億8千2百万円（前連結会計年度比1.6%減）となりました。また、営業利益につきましては、3百万円（同89.8%減）となりました。

② 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は7億1千4百万円で、主として日本及びタイ並びにベトナムでの生産に伴う金型や生産設備の更新等への投資であります。

設備投資の所要資金は全額自己資金で充当しております。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分 \ 期 別	第 60 期 (2018年 3 月期)	第 61 期 (2019年 3 月期)	第 62 期 (2020年 3 月期)	第 63 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売 上 高	45,113	46,337	48,494	46,141
経 常 利 益	2,859	2,852	2,894	3,693
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,533	2,287	2,370	3,007
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	94円02銭	140円22銭	145円16銭	184円00銭
総 資 産	54,634	57,497	59,024	63,829
純 資 産	46,035	47,314	48,178	52,270
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,822円34銭	2,900円90銭	2,947円69銭	3,198円52銭

(注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位 百万円)

区 分 \ 期 別	第 60 期 (2018年 3 月期)	第 61 期 (2019年 3 月期)	第 62 期 (2020年 3 月期)	第 63 期 (当事業年度) (2021年 3 月期)
売 上 高	40,325	41,509	43,741	41,803
経 常 利 益	2,112	2,285	1,948	2,945
当 期 純 利 益	981	1,751	1,539	2,285
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	60円17銭	107円40銭	94円23銭	139円86銭
総 資 産	48,267	49,825	50,912	54,356
純 資 産	40,656	41,086	41,596	44,088
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,492円60銭	2,519円05銭	2,544円98銭	2,697円87銭

(注) 1 株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1 株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議 決 権 率 比	主 要 な 事 業 内 容
アイホンコーポレーション	アメリカ ワシントン州	82,500 米ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の 北米における販売
アイホン S . A . S .	フランス リス	7,526,450 ユーロ	100.0%	当社の電気通信機器製品の 欧州における販売
アイホン P T Y	オーストラリア シドニー	3,700,000 豪ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の オセアニアにおける販売
アイホン P T E .	シンガポール	1,300,000 シンガポールドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の アジア諸国における販売
アイホン U K	イギリス ロンドン	2,400,000 英ポンド	100.0%	当社の電気通信機器製品の イギリス及びアイルランド における販売
アイホンコミュニケーションズ (タイランド)	タイ チョンブリ県	350,000,000 バーツ	100.0%	当社の電気通信機器製品の 生産
アイホンコミュニケーションズ (ベトナム)	ベトナム ビンズン省	18,080,000 米ドル	100.0%	当社の電気通信機器製品の 生産

(4) 企業集団が対処すべき課題

当社を取り巻く市場環境といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化により先行きが不透明な状況にあるものの、各国におけるワクチン接種が進み、経済の回復が見られていくとの仮定の下、業績予想を行っております。しかしながら、新型コロナウイルスの感染の再拡大により、想定以上に厳しい経済活動の制約等が発生した場合は、業績に影響を与える可能性があります。

2020年10月に発生したサプライヤ工場の火災により、一部の半導体部品において調達が困難な状況が続いておりますが、その影響が限定的であった当社に対しては、市場の需要が一時的に集中しており、2021年度につきましては国内市場での販売が拡大すると見込んでおります。一方、その後2021年3月に発生した他のサプライヤ工場の火災により、当社を含め新たに部品供給遅延への懸念が生じており、その復旧が滞った場合は上半期の業績に影響を与える可能性があります。

このような状況の中、国内市場の住宅におきまして、戸建・集合ともに新築住宅の着工戸数は縮小していく傾向にあるものの、コロナ禍における在宅率の上昇により、非対面やセキュリティへのニーズが高まり、リニューアルの需要拡大は継続することが予測されます。戸建住宅におきましては高い評価をいただいているワイヤレステレビドアホンに加え、新商品の投入により販売を拡大してまいります。集合住宅につきましては、新築及びリニューアルにおきまして過去最高の受注内定状況にあるとともに、前述の通り需要の一時的な集中が想定されます。今後につきましても消防法が絡む分譲マンションの設備更新需要の増加を見込んでおり、引き続き管理会社等へのソリューション営業を強化し販売を拡大してまいります。また、全国の賃貸管理会社との関係をより一層強化し、賃貸マンション・アパート向けシステムの販売も拡大してまいります。

ケア市場におきましては、病院市場の新設着工件数の増加は期待できず、高齢者施設等におきましても高齢者の増加で需要自体は拡大するものの、先行き不透明なコロナ禍の状況に大きく左右され、厳しい市場環境が予測されます。そのような状況におきましても、人員不足といった市場が抱える慢性的な課題に対し、IPネットワーク対応ナースコールシステムV i e w e r s eを中心としたソリューション提案を推進し、提供価値の拡大につなげてまいります。

海外市場におきましては、セキュリティニーズとともにコロナ禍における応対手段としてのインターホンの需要は拡大するものと予測し、北米・欧州を中心に、テレビドアホンやIPネットワーク対応商品のさらなる市場浸透を進め、販売の拡大につなげてまいります。また各市場ともにそれぞれの国や地域に求められるニーズに合わせ、地域に密着した営業活動を行い、新商品の開発につなげてまいります。

生産面におきましては、世界規模による電子部品の需給逼迫の懸念はあるものの、当社への需要の増加に対応するためサプライチェーンにおける関係を強化してまいります。また、ITやロボット活用による合理化やグループ全体最適の観点による生産体制の構築を進めるとともに、タイムリーで安定した商品供給と効率化により利益の創出につなげてまいります。

(5) **主要な事業内容**（2021年3月31日現在）

- ① 通信機器、音響機器、電子応用機器並びに各種電気機器の製造、据付工事、請負、修理、売買及び輸出入
- ② 情報通信、情報処理及び情報提供のサービス並びにインターネットの接続仲介業
- ③ コンピューターシステム機器及びソフトウェアの設計、開発並びに販売
- ④ 前各号に附帯する一切の業務

上記の主な製品群は、戸建住宅向け、集合住宅向け、医療・福祉施設向け、オフィス・公共施設向けのインターホンシステムであります。

(6) **主要な事業所及び工場**（2021年3月31日現在）

① 当社

本 社 名古屋市中区

支 店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市東区	名古屋支店	名古屋市中区
東北支店	仙台市宮城野区	大阪支店	大阪市中央区
北関東支店	さいたま市北区	中・四国支店	広島市西区
東京支店	東京都文京区	九州支店	福岡市博多区
横浜支店	横浜市戸塚区		

営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
盛岡営業所	岩手県盛岡市	静岡営業所	静岡市葵区
郡山営業所	福島県郡山市	京都営業所	京都市伏見区
宇都宮営業所	栃木県宇都宮市	神戸営業所	神戸市兵庫区
新潟営業所	新潟市中央区	岡山営業所	岡山市北区
長野営業所	長野県長野市	高松営業所	香川県高松市
多摩営業所	東京都立川市	北九州営業所	北九州市小倉南区
千葉営業所	千葉市花見川区	鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
金沢営業所	石川県金沢市		

開発拠点

名 称	所 在 地
開発センター	名古屋市熱田区

生産拠点

名 称	所 在 地
豊田工場	愛知県豊田市

② 重要な子会社

重要な子会社につきましては「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(7) **使用人の状況**（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,040名	54名増

（注）1．使用人数は就業人員であります。

2．上記以外の臨時の使用人数は104名（期中平均）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,077名	7名減	38.9歳	14.3年

（注）1．使用人数は就業人員であります。

2．上記以外のグループ子会社への出向者数は25名であります。

3．上記以外の臨時の使用人数は104名（期中平均）であります。

(8) **主要な借入先の状況**（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 80,000,000株
 ②発行済株式の総数 18,220,000株（自己株式1,877,971株を含む）
 ③株主数 2,863名
 ④大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
市川周作 (注) 2	2,703	16.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,354	8.28
アイホン従業員持株会	781	4.78
株式会社みずほ銀行	526	3.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	507	3.10
日本生命保険相互会社	490	3.00
第一生命保険株式会社	430	2.63
株式会社日本カストディ銀行（信託口） (注) 3	415	2.54
住友生命保険相互会社	364	2.23
株式会社三菱UFJ銀行	354	2.17

- (注) 1. 当社は自己株式1,877,971株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 上記大株主に記載の市川周作氏の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社のイチカワ株式会社が保有する株式数2,250千株を含めた実質所有株式数を記載しております。
 3. 資産管理サービス信託銀行株式会社、JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	一株	一名
社外取締役	一株	一名
監査役	一株	一名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては「(3)会社役員状況 ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当
※取締役 会長	市 川 周 作	海外営業本部長、関係会社管理室担当
※取締役 社長	加 藤 康 次	監査室担当
取 締 役	和 田 健	経営企画室長、商品企画室担当、経理部担当、総務部担当
取 締 役	入 谷 正 章	
取 締 役	山 田 潤 二	
常 勤 監 査 役	小 島 明 宏	
監 査 役	石 田 喜 樹	
監 査 役	松 井 夏 樹	
監 査 役	吉 野 彩 子	

(注) 1. ※印は、代表取締役であります。

2. 2020年6月26日開催の第62回定時株主総会におきまして、新たに吉野彩子氏が監査役に選任され就任いたしました。

3. 2020年6月26日開催の第62回定時株主総会の終結の時をもって、監査役立岡 亘氏は任期満了により退任いたしました。

4. 取締役入谷正章氏及び取締役山田潤二氏は、社外取締役であります。

5. 監査役石田喜樹氏及び監査役松井夏樹氏並びに監査役吉野彩子氏は、社外監査役であります。

6. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

取締役会長市川周作氏は、アイホンコーポレーションの取締役、アイホンS.A.S.の取締役、アイホンP.T.Y.の取締役、アイホンP.T.E.の取締役、アイホンU.K.の取締役、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）の取締役、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）の取締役会長、アイホンコミュニケーションズ株式会社（非連結子会社）の代表取締役会長を兼務しております。

7. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、「⑤社外役員に関する事項」に記載しております。

8. 監査役松井夏樹氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

9. 当社は取締役入谷正章氏、取締役山田潤二氏、監査役吉野彩子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(i) 被保険者の範囲

当社の会社法上の取締役及び監査役並びに当社が採用する執行役員制度上の執行役員としております。なお、執行役員以外の従業員が、特定の業務におきまして役員と同等の権限を有しているとして役員としての賠償責任を追及された場合、当該従業員も被保険者に含まれるものとしております。

(ii) 役員が負担している保険料の割合

全額会社が負担しております。

(iii) 補償対象としている保険事故の概要

会社の役員としての業務につき行なった行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。

このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

(iv) 役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員の犯罪行為または役員が違法であることを認識しながら行なった行為
- ・役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員が行なったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

④ 取締役及び監査役の報酬等

(i) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、定款及び取締役会規程の定めに基づき、業績及び経済情勢等を勘案して決定しております。

当社の取締役への報酬につきましては、金銭報酬及び非金銭報酬にて構成し、その一部は業績連動報酬としております。

報酬等の種類ごとの割合につきましては、

業績に連動しない金銭報酬：業績に連動する金銭報酬：非金銭報酬

(基本報酬) (業績連動報酬等) (非金銭報酬等)

85 : 5 : 10

を基本としております。なお、業績に連動する金銭報酬につきましては業績目標の達成状況に応じてその報酬額を決定することにより、その割合は変動いたします。

報酬等の支給時期または条件につきましては、業績に連動しない金銭報酬は、月例の固定報酬、業績に連動する金銭報酬は役員賞与であり事業年度に係る定時株主総会の後速やかに支給いたします。非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度によるもので、3年ごとの中期経営計画の結果を受けて譲渡制限を解除いたします。なお、業績に連動しない金銭報酬につきましては、取締役の役位、職責、在職年数等に応じて支給いたします。また業績に連動する金銭報酬につきましては、取締役の役位、職責等を基に設定された額を基準額とし、連結売上高及び営業利益の社内目標の達成度合い、社員の業績連動賞与の支給実績等を勘案し支給額を決定しております。非金銭報酬につきましては、中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブとして株主総会で承認された譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとしております。

報酬等の内容の決定を第三者に再委任することにつきましては、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当社では指名・報酬委員会を設置し、その委員会に取締役への報酬等の内容に係る決定を委任しております。その構成は、代表取締役会長市川周作氏、独立役員である社外取締役入谷正章氏及び社外取締役山田潤二氏の計3名からなっております。その運営に当たっては、取締役会で決議する指名・報酬委員会規程に定めることとしております。

指名・報酬委員会への委任以外の決定方法につきましては、必要に応じて取締役会または指名・報酬委員会の決議により決定するものとしております。なお、決定方針は、指名・報酬委員会におきまして審議・答申し、取締役会が決定しております。

当社の取締役の報酬等につきましては、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分を含めない）と決議いただいた報酬限度額の範囲内としており、業績及び経済情勢等を勘案して決定しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。加えて、2019年6月27日開催の第61回定時株主総会におきましては、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を上記の報酬枠とは別枠で年額90百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

当社の監査役の報酬につきましては、1997年6月27日開催の第39回定時株主総会におきまして年額50百万円以内と決議いただいた報酬限度額の範囲内としており、監査役会にて決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

a. 基本報酬

各取締役の役位や職責、在職年数の他、業務執行内容、前期の連結業績等を勘案し決定しております。

b. 業績連動報酬等

短期インセンティブとして、連結業績の達成度合いを評価基準として決定しております。評価基準における最重要指標は連結売上高及び営業利益としており、その実績は売上高461億4千1百万円（前連結会計年度比4.9%減）、営業利益36億2千2百万円（同27.8%増）であります。個別の賞与額は、役位、職責等を基に設定された基準額に実績値に応じた係数を乗じて算出するとともに、社員の業績連動賞与の支給実績等を勘案して決定しております。

c. 非金銭報酬等

中期インセンティブとして、譲渡制限期間を3年とする譲渡制限付株式報酬を付与しております。付与する株式数は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、役位別に定めた3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を、取締役会における割当決議前日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）で除した株式数としております。譲渡制限の解除に関しては、当社の取締役または取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件とし、中期経営計画におきまして主要な経営目標としている連結売上高及び営業利益並びに自己資本利益率（ROE）に係る業績目標の達成度合いに応じて、譲渡制限期間が満了した時点におきまして、譲渡制限を解除する株式数を決定いたします。

(ii) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社におきましては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、報酬案を取締役会の委任を受けた指名・報酬委員会におきまして審議・決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(iii) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 等 報 酬	非 金 銭 等 報 酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	159 (12)	143 (12)	5 (－)	10 (－)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	19 (7)	19 (7)	－	－	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	179 (19)	162 (19)	5 (－)	10 (－)	10 (6)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度末の取締役の人数は5名、監査役の人数は4名であります。上記の監査役の人数と相違しておりますのは、2020年6月26日付で退任した監査役1名を含んでいるためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役入谷正章氏は、入谷法律事務所の代表である弁護士であり、住友理工株式会社の社外取締役、株式会社中央製作所の社外監査役、東陽倉庫株式会社の社外監査役及び愛知県人事委員会の委員長を兼務しております。当社と東陽倉庫株式会社との間には物流業務の委託契約があります。当社と入谷法律事務所、住友理工株式会社、株式会社中央製作所及び愛知県人事委員会との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石田喜樹氏は、石田国際特許事務所の代表である弁理士であり、株式会社イシックスの代表取締役社長、テクノサーチ株式会社の社外取締役及び豊証券株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と石田国際特許事務所との間には国内外の知的財産に関する委託業務の取引があります。当社と株式会社イシックスとの間には海外の知的財産に関する委託業務の取引があります。当社とテクノサーチ株式会社及び豊証券株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松井夏樹氏は、松井夏樹公認会計士事務所の所長である公認会計士であります。なお、当社と松井夏樹公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉野彩子氏は、弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所の社員である弁護士であり、河野製絨株式会社の社外監査役及び医療法人衆済会の監事を兼務しております。当社と弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所との間には顧問契約があります。当社と河野製絨株式会社及び医療法人衆済会との間には特別の関係はありません。

(ii) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者ではない役員との親族関係

該当事項はありません。

(iii) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	入 谷 正 章	取締役会に14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地に加え、他社社外役員としての豊富な経験と高い見識から、必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会3回に全て出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
	山 田 潤 二	取締役会に14回中14回出席し、他社社外役員としての豊富な経験と高い見識から、必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会3回に全て出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
社外監査役	石 田 喜 樹	取締役会に14回中13回、監査役会に14回中14回出席し、弁理士としての経験に加え、自ら会社経営も行っており高度な見識と広汎な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会におきましては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査につきまして適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
	松 井 夏 樹	取締役会に14回中14回、監査役会に14回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会におきましては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査につきまして適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
	吉 野 彩 子	2020年6月26日就任以降、取締役会に12回中12回、監査役会に10回中10回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会におきましては社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査につきまして適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(注) 取締役会は上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかにつきまして必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額におきまして同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュトーマツリミテッド (Deloitte Touche Tohmatsu LLC.) のメンバーファームによる監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識に関する会計基準に係る助言及び指導についての対価を支払っております。

④ 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社で決定（2018年6月28日付）しております会社の「業務の適正を確保するための体制」は以下のとおりです。

- ① 当社の取締役及び使用人（以下、「当社の役職員」といいます。）並びに子会社の取締役等（会社法施行規則第100条第1項第5号イに定める「取締役等」をいいます。以下同じ。）及び使用人（以下、「子会社の役職員」といいます。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 経営理念に基づいた「アイホン行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「行動規準に関する規程」を、当社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
 - (ii) 当社は、前項の徹底を図るため、リスク管理委員会を中心に当社の役職員への啓蒙や教育、社内体制の不具合の検証・整備を行う。
 - (iii) 当社の監査室は各部門・部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、その結果を当社の代表取締役へ報告するとともに、コンプライアンスに関する問題点等があった場合にはリスク管理委員会においても報告する。
 - (iv) 法令上疑義のある行為等について当社の役職員及び子会社の役職員が「コンプライアンス規程」に定めるリスク管理担当責任者及び通報窓口に対して直接情報提供を行う体制を整え、運営する。
 - (v) 子会社においては、経営理念に基づいた「アイホン行動規範」を子会社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、当社は、これに関連するリスクを認識し、子会社の役職員への啓蒙や教育を図る。なお、職務執行の状況については当社の監査室または内部監査人が定期的に監査し、その結果を当社及び監査対象となった子会社の代表取締役及び関係者に報告する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書の保管及び秘密に関する規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）に記録し保存する。

当社の取締役及び監査役は必要がある場合は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業集団全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、企業集団全体のリスクあるいは各部門・部署において発生が予想される特有なリスクを検出、把握し、当該リスクに対する予防、発生時の対応についてマニュアル等を作成、整備するとともに、リスク管理委員会においてその有効性等について協議を行い、定期的に当社取締役会に報告を行う。

当社取締役会は当該報告の是非の検討、追加措置等の有無等を判断し、指示命令を与え逐次監視する。

また、重大なる緊急事態が発生した場合は、職制上のルート等を通じ、当社のリスク管理担当責任者に報告されるとともに、必要に応じ当社の代表取締役をはじめとする取締役会に報告され、速やかで適切な対応をとることとする。

④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に定める項目により、当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行の効率性を確保する。

- ・当社取締役会における中期経営計画の策定。中期経営計画に基づく年度計画の策定・展開
- ・当社における取締役・執行役員・監査役を構成員とする経営会議等の会議体の設置
- ・当社における職務権限・意思決定基準等に係る規程の策定
- ・当社における経営会議及び取締役会による年度計画の進捗状況の確認
- ・子会社においては、職務執行に関わる権限規程を定めるとともに、月度報告及びグループ会議等による年度計画の進捗状況の確認及び報告

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社の取締役・各子会社の社長は、各部門または各社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。
- (ii) 当社に關係会社管理室を設置し、各子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、監査室及び関係会社管理室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項について協力を要請することができるものとし、監査役から監査業務に必要な要請を受けた使用人は、その要請に関してもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないこととする。

- ⑦ 当社の役職員及び子会社の役職員またはこれらの者から報告を受けた者（以下、「子会社の役職員等」といいます。）が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（i）当社の取締役は常勤監査役を通じて、監査役会において次に定める事項を報告することとする。

- ・経営会議で決議された事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・内部通報に関する事項
- ・その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

（ii）当社の使用人は前項に関連する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとする。

（iii）子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととする。

（iv）子会社の役職員等は、次の事項を発見した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告することとする。

- ・子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・内部監査、リスク管理において重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・内部通報に関する事項
- ・その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

（v）当社は上記（i）乃至（iv）の報告に伴い報告者が不利な扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社の役職員及び子会社の役職員等に周知徹底する。

- ⑧ 当社の監査役の職務執行に伴い生じる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- (i) 当社の監査役が職務執行に伴い必要とする費用またはその職務執行に伴い生じる債務については、監査職務の円滑な執行を図るため、その処理において当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、取締役等の制約を受けないこととする。
 - (ii) 当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとする。
 - (iii) 当社の監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社の取締役は、当社の監査役から当社の役職員への個別ヒアリングの機会の確保、独自に専門家を雇用する機会の確保、独自に調査する機会の確保を保障することとする。
- ⑩ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (i) 子会社の取締役等は、当社に対して取締役会議事録の写しの提出及びグループ会議による年度計画の進捗状況の報告、その他重要な事項を報告することとする。
 - (ii) 子会社の取締役等は、当社に対して月度報告による業績結果、業績見込み、人事、総務、市場情報等その他重要な事項について報告することとする。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるおそれのある反社会的勢力及び団体に対しては、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用におきましては、法令及び社内ルールを遵守し、社会倫理に従って行動することを定めた「アイホン行動規範」を国内の各事業所に掲示するとともに、海外子会社に対しては現地従業員へ啓蒙を図るため「アイホン行動規範」及び「アイホングループ綱領」を翻訳し展開しております。また、代表取締役自らコンプライアンスに関するメッセージを年2回発信し、グループ内の啓蒙を推進しております。

企業集団全体のリスク管理におきましては、担当取締役及び常勤監査役が適宜出席の下、リスク管理委員会を毎月開催し、各部門・部署におけるリスク及びその対応策についての報告及び確認並びに指示等を行っており、労務管理リスク及び情報セキュリティリスク並びにカントリーリスク等を含め、企業集団全体のリスク低減に努めております。また、災害発生時におけるBCP（事業継続計画）が適切に運用されるため、初動マニュアルの見直しを適宜行い、改めて徹底するとともに、子会社に対しても展開を行っております。さらに、世界各地におきまして拡大し続けている新型コロナウイルスの感染状況の把握に努め、グループ内での情報共有と感染防止策を実施するとともに、日々変化する状況への対策につきましても適宜検討を行い、対応を進めております。なお、これらの取り組み状況につきましては取締役会に対しても定期的に報告を行っております。

取締役は、取締役会及び経営会議におきまして年度計画の進捗状況の確認を行うとともに、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定及び業務執行に関する事項の報告を行うことにより、迅速かつ効率的な業務を行っております。また、子会社の状況につきましては、年度計画に基づく活動状況を担当取締役及び関係部門が毎月子会社からの報告を受け確認を行っており、必要に応じて取締役会及び経営会議に報告を行っております。

内部監査の実施につきましては、国内の各事業所に対しては監査室が年間の内部監査計画に基づき、職務の遂行にあたり遵守すべき諸規程の遵守状況につきまして監査を行っております。子会社におきましては、「内部監査規程」に基づく内部監査人が、オンライン形式で内部監査を実施し、担当取締役に報告しております。なお、内部監査時に確認された内容につきましては、担当取締役を通じて改善を求めるとともに、常勤監査役にも報告を行っております。また、子会社の内部統制の向上を図るため、コンプライアンスに係る書面を定期的に作成及び展開し、子会社の責任者が参加するグループ会議で改めて周知を行うとともに、関係会社管理室が適宜支援を行っております。

当社の役職員からのコンプライアンスに関する報告としては、取締役会及び経営会議等の会議体を通じて、適宜報告ができる体制を設けております。なお、報告体制の整備につきましては、監査役や監査室を内部通報窓口・相談窓口として「コンプライアンス規程」に定めるとともに、子会社の規程におきましても、当社監査役への通報ルールを定め、周知を図っております。また、外部通報窓口として2カ所の弁護士事務所に窓口を設け、実効性の確保に努めております。さら

に、コンプライアンスやハラスメントにつきましては前述の通報窓口・相談窓口以外に職場の相談窓口も設けており、必要に応じて監査役に報告する仕組みとしております。

反社会的勢力の排除につきましては、「アイホン行動規範」に当社の姿勢を示し事業所内での掲示を行うことにより、社内での浸透を継続的に図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当事業年度末日における会社の支配に関する基本方針の内容は以下のとおりです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定（以下、「方針決定」といいます。）を支配する者の在り方については、原則として、株主の皆様が当社株式を自由な判断に基づいて取引された結果として決定されるものであると考えております。そして、当社は、上場企業として、多様な投資家の皆様に株主となっていただくことにより、様々なご意見が方針決定に反映されることが望ましいと考えております。

もっとも、昨今のわが国の資本市場においては、取締役会等会社経営陣の事前の承認を得ることなく大量に株式を買付けようとする事例が存在することも否定できません。その中には、ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、関係者に十分な判断の時間や判断の材料を与えないものなど、企業価値及び株主共同の利益にとって望ましくない買付けが行われることも予想される状況にあります。

当社は、このような当社企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付けを行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様の様々なご意見を方針決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えており、適宜必要な対応をいたします。

（注）本事業報告中の記載金額・株数・持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

なお、その他の比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	43,177	流 動 負 債	8,896
現 金 及 び 預 金	19,773	電 子 記 録 債 務	602
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,949	買 掛 金	2,230
電 子 記 録 債 権	2,682	リ ー ス 債 務	105
有 価 証 券	595	未 払 法 人 税 等	589
製 品	4,694	製 品 保 証 引 当 金	618
仕 掛 品	1,764	そ の 他	4,748
原 材 料	4,391	固 定 負 債	2,663
そ の 他	361	リ ー ス 債 務	106
貸 倒 引 当 金	△34	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	118
固 定 資 産	20,652	退 職 給 付 に 係 る 負 債	418
有 形 固 定 資 産	8,758	そ の 他	2,019
建 物 及 び 構 築 物	1,740	負 債 合 計	11,559
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	971	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	779	株 主 資 本	48,953
土 地	5,005	資 本 金	5,388
リ ー ス 資 産	231	資 本 剰 余 金	5,408
建 設 仮 勘 定	30	利 益 剰 余 金	41,372
無 形 固 定 資 産	0	自 己 株 式	△3,216
投 資 そ の 他 の 資 産	11,894	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,317
投 資 有 価 証 券	8,517	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,617
繰 延 税 金 資 産	2,014	土 地 再 評 価 差 額 金	△426
そ の 他	1,362	為 替 換 算 調 整 勘 定	1,071
貸 倒 引 当 金	△0	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	54
資 産 合 計	63,829	純 資 産 合 計	52,270
		負 債 純 資 産 合 計	63,829

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020 年 4 月 1 日から)
(2021 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		46,141
売上原価		25,198
売上総利益		20,942
販売費及び一般管理費		17,320
営業利益		3,622
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	136	
寮・社宅家賃収入	49	
受取ロイヤリティ	150	
その他	83	442
営業外費用		
支払利息	8	
売上割引	248	
為替差損	19	
その他	94	370
経常利益		3,693
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	6	6
税金等調整前当期純利益		3,687
法人税、住民税及び事業税	1,043	
法人税等調整額	△362	680
当期純利益		3,007
親会社株主に帰属する当期純利益		3,007

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から)
(2021 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,388	5,408	39,198	△3,216	46,779
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△833		△833
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,007		3,007
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,173	△0	2,173
当 期 末 残 高	5,388	5,408	41,372	△3,216	48,953

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 合 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 額	地 価 金	為 替 調 換 算 定	退 職 給 付 係 累 計 額	そ の 他 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	1,576	△426		401	△153	1,398
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△833
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						3,007
自 己 株 式 の 取 得						△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,040	—		670	208	1,919
当 期 変 動 額 合 計	1,040	—		670	208	1,919
当 期 末 残 高	2,617	△426		1,071	54	3,317

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,178	流 動 負 債	7,934
現金及び預金	13,338	電子記録債権	602
受取手形	811	買掛金	2,217
電子記録債権	2,682	リース債権	35
売掛金	6,891	未払金	1,543
価証証券	595	未払費用	1,809
製品	3,226	未払法人税等	570
仕掛品	638	未払消費税等	206
原材料	2,804	前受金	238
前払費用	68	預り金	54
その他の金	122	製品保証引当金	615
貸倒引当金	△1	繰上金	39
固 定 資 産	23,177	固 定 負 債	2,333
有 形 固 定 資 産	5,820	リース債権	70
建物	687	再評価に係る繰延税金負債	118
構築物	8	預り保証金	1,802
機械及び装置	101	退職給付引当金	188
車両運搬具	11	繰上金	153
工具器具備品	227	負 債 合 計	10,267
土地	4,688	純 資 産 の 部	
リース資産	97	株 主 資 本	41,897
無 形 固 定 資 産	0	資本	5,388
投資その他の資産	17,356	資本剰余金	5,383
投資有価証券	7,661	資本準備金	5,383
関係会社株式	6,382	その他の資本剰余金	0
関係会社貸付金	309	利 益 剰 余 金	34,341
破産更生債権等	0	利益準備金	379
長期前払費用	23	その他の利益剰余金	33,961
敷金及び保証金	348	圧縮記帳準備金	6
繰延税金資産	1,721	研究開発積立金	3,180
その他の金	910	配当積立金	1,590
貸倒引当金	△0	別途積立金	14,900
資 産 合 計	54,356	繰越利益剰余金	14,284
		自 己 株 式	△3,216
		評価・換算差額等	2,191
		その他有価証券評価差額金	2,617
		土地再評価差額金	△426
		純 資 産 合 計	44,088
		負 債 純 資 産 合 計	54,356

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日から)
(2021 年 3 月 31 日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	41,803
売上原価	25,006
売上総利益	16,797
販売費及び一般管理費	14,099
営業利益	2,698
営業外収益	
受取利息	16
有価証券利息	7
受取配当金	307
寮・社宅家賃収入	49
受取ロイヤリティ	156
その他	42
営業外費用	
支払利息	2
売上割引	247
為替差損	19
その他	63
経常利益	332
特別利益	2,945
固定資産売却益	0
特別損失	0
固定資産除却損	5
子会社株式評価損	107
税引前当期純利益	113
法人税、住民税及び事業税	2,832
法人税等調整額	878
当期純利益	△331
	546
	2,285

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020 年 4 月 1 日から)
(2021 年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計		圧縮記帳 準 備 金	研究開発 積 立 金	配当積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,388	5,383	0	5,383	379	7	3,080	1,540	14,600	13,281	32,889
当 期 変 動 額											
研究開発積立金の積立							100			△100	—
配当積立金の積立								50		△50	—
別途積立金の積立									300	△300	—
剰 余 金 の 配 当										△833	△833
当 期 純 利 益										2,285	2,285
自 己 株 式 の 取 得											—
圧縮記帳準備金の取崩						△0				0	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△0	100	50	300	1,002	1,452
当 期 末 残 高	5,388	5,383	0	5,383	379	6	3,180	1,590	14,900	14,284	34,341

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位 百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,216	40,445	1,576	△426	1,150	41,596
当 期 変 動 額						
研究開発積立金の積立		—				—
配当積立金の積立		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰 余 金 の 配 当		△833				△833
当 期 純 利 益		2,285				2,285
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
圧縮記帳準備金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,040	—	1,040	1,040
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,451	1,040	—	1,040	2,492
当 期 末 残 高	△3,216	41,897	2,617	△426	2,191	44,088

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

アイホン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦宏和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北岡宏仁	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイホン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイホン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

アイホン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三浦宏和	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北岡宏仁	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイホン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、社外取締役を含む取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について確認しました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

アイホン株式会社 監査役会

常勤監査役	小	島	明	宏	印
社外監査役	石	田	喜	樹	印
社外監査役	松	井	夏	樹	印
社外監査役	吉	野	彩	子	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけており、長期的な視点に立った安定的な配当を継続することに努めるとともに、原則として1株当たりの年間基本配当金額50円を念頭に連結配当性向35%を目途とした配当を行うこととし、以下のとおり第63期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、通期の連結業績等を踏まえ、期初の配当予想である普通配当金25円から15円増配し、1株につき40円といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額653,681,160円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
 - 研究開発積立金 100,000,000円
 - 配当積立金 50,000,000円
 - 別途積立金 300,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
 - 繰越利益剰余金 450,000,000円

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日) (性 別)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	市 川 周 作 (1953年 2 月 9 日) (男性)	1975年 4 月 当社入社 1985年 5 月 当社取締役商品企画室長 1986年 2 月 当社取締役豊田工場長 1987年 2 月 当社取締役営業本部長 1987年 5 月 当社代表取締役社長 2015年 4 月 当社代表取締役社長兼海外営業本部長 2018年 4 月 当社代表取締役社長執行役員兼海外営業本部長、関係会社管理室担当 2019年 4 月 当社代表取締役会長兼海外営業本部長、関係会社管理室担当 現在に至る (重要な兼職の状況) アイホンコーポレーション取締役 アイホンS.A.S.取締役 アイホンP T Y取締役 アイホンP T E.取締役 アイホンU K取締役 アイホンコミュニケーションズ(タイランド)取締役 アイホンコミュニケーションズ(ベトナム)取締役会長 アイホンコミュニケーションズ株式会社 (非連結子会社) 代表取締役会長	2,703,444株
(取締役候補者とした理由) 市川周作氏は、1987年 5 月から代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行っております。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく優れた経営執行能力を有しており、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) (性 別)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	加 藤 康 次 (1962年 3 月 1 日) (男性)	1986年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社技術副本部長 2015年 4 月 アイホンコミュニケーションズ(タイランド) 社長 2016年 4 月 当社技術本部長兼商品開発部長 2016年 6 月 当社取締役技術本部長兼商品開発部長 2017年 4 月 当社取締役技術本部長 2018年 4 月 当社取締役執行役員技術本部長 2019年 4 月 当社代表取締役社長執行役員、商品企画室担 当、監査室担当 2020年 6 月 当社代表取締役社長執行役員、監査室担当 現在に至る	11,862株
(取締役候補者とした理由) 加藤康次氏は、2019年 4 月から代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行っております。 技術開発分野での豊富な経験と実績に基づく優れた経営執行能力を有しており、引き続き取締役候補者とい たしました。			
3	和 田 健 (1957年 2 月22日) (男性)	1979年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社総務部長兼情報システム部長 2009年 4 月 当社執行役員総務部長兼情報システム部長 2010年 4 月 当社総務部長兼情報システム部長 2010年 6 月 当社取締役総務部長兼情報システム部長 2011年 4 月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2015年 4 月 当社取締役管理本部長兼総務部長兼経理部長 2016年 4 月 当社取締役経営企画室副室長 2018年 4 月 当社取締役執行役員経営企画室副室長 2019年 4 月 当社取締役執行役員経営企画室長、経理部担 当、総務部担当 2020年 6 月 当社取締役執行役員経営企画室長、商品企画 室担当、経理部担当、総務部担当 2021年 4 月 当社取締役執行役員経営企画室長、経理部担 当、総務部担当 現在に至る	15,342株
(取締役候補者とした理由) 和田 健氏は、2010年 6 月から取締役として当社の経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしてお ります。経理、総務及び経営企画分野での豊富な経験と実績に基づく優れた経営執行能力を有しており、引 き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	入谷正章 (1950年1月4日) (男性)	1976年4月 弁護士登録（入谷法律事務所入所） 1978年7月 株式会社中央製作所社外監査役 2004年6月 中部電力株式会社社外監査役 2006年6月 東海ゴム工業株式会社（現 住友理工株式会社） 社外監査役 2008年4月 愛知県弁護士会会長 2008年4月 日本弁護士連合会副会長 2009年4月 中部弁護士連合会理事長 2011年6月 東海ゴム工業株式会社（現 住友理工株式会社） 社外取締役 2013年6月 当社社外取締役 2015年6月 東陽倉庫株式会社社外監査役 現在に至る （重要な兼職の状況） 入谷法律事務所代表 住友理工株式会社社外取締役 株式会社中央製作所社外監査役 東陽倉庫株式会社社外監査役 愛知県人事委員会委員長	1,652株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 入谷正章氏は、2013年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営に活かしていただけるものと期待し、引き続き当社社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまでの社外取締役及び社外監査役としての経験を活かし、引き続き当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) (性 別)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	山 田 潤 二 (1950年 6 月12日) (男性)	1973年 4 月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2001年 6 月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 執行役員名古屋支店長 2002年 4 月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2005年 4 月 大成建設株式会社常務執行役員 2010年 4 月 大成建設株式会社専務執行役員 2013年 4 月 大成建設株式会社顧問 2013年 6 月 ゼビオ株式会社社外取締役（現 ゼビオホールデ ィングス株式会社） 2014年 6 月 日本金属株式会社社外監査役 2017年 6 月 当社社外取締役 現在に至る	2,655株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山田潤二氏は、2017年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいております。長年にわたって企業経営・金融業界に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験を活かしていただけるものと期待し、引き続き当社社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 入谷正章氏は東陽倉庫株式会社の社外監査役であり、当社は同社との間に物流業務の委託契約があります。当社と東陽倉庫株式会社との取引は、双方から見て連結売上高に占める割合が0.1%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼす重要性はありません。なお、入谷正章氏のその他の兼職先との間には特別の関係はありません。また、その他の候補者と当社との間には特別の関係はありません。
2. 市川周作氏の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社のイチカワ株式会社が保有する株式数2,250千株を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年3月31日）現在の株式数を記載しております。また、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
4. 入谷正章氏及び山田潤二氏は、社外取締役候補者であります。
5. 入谷正章氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 山田潤二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、入谷正章氏及び山田潤二氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。市川周作氏、加藤康次氏、和田 健氏、入谷正章氏、山田潤二氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、入谷正章氏及び山田潤二氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化により、コーポレート・ガバナンスのより一層の向上を図るため、監査役1名を増員することとし、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日) (性 別)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
い ま い か ず と み 今 井 一 富 (1961年 5 月 3 日) (男性)	1984年 4 月 当社入社 2007年 4 月 当社総務部次長 2016年 4 月 当社資材部長 2021年 4 月 当社経営企画室副参事 現在に至る	3,728株
(監査役候補者とした理由) 今井一富氏は、長年にわたって総務及び経営企画分野の業務に携わり豊富な経験と知見を有するとともに、生産分野での経験も有しており、幅広い見識により監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、新任の監査役候補者であります。
3. 候補者の所有する当社株式の数は、当期末(2021年3月31日)現在の株式数を記載しております。
また、従業員持株会における本人持分を含めて記載しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。今井一富氏は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

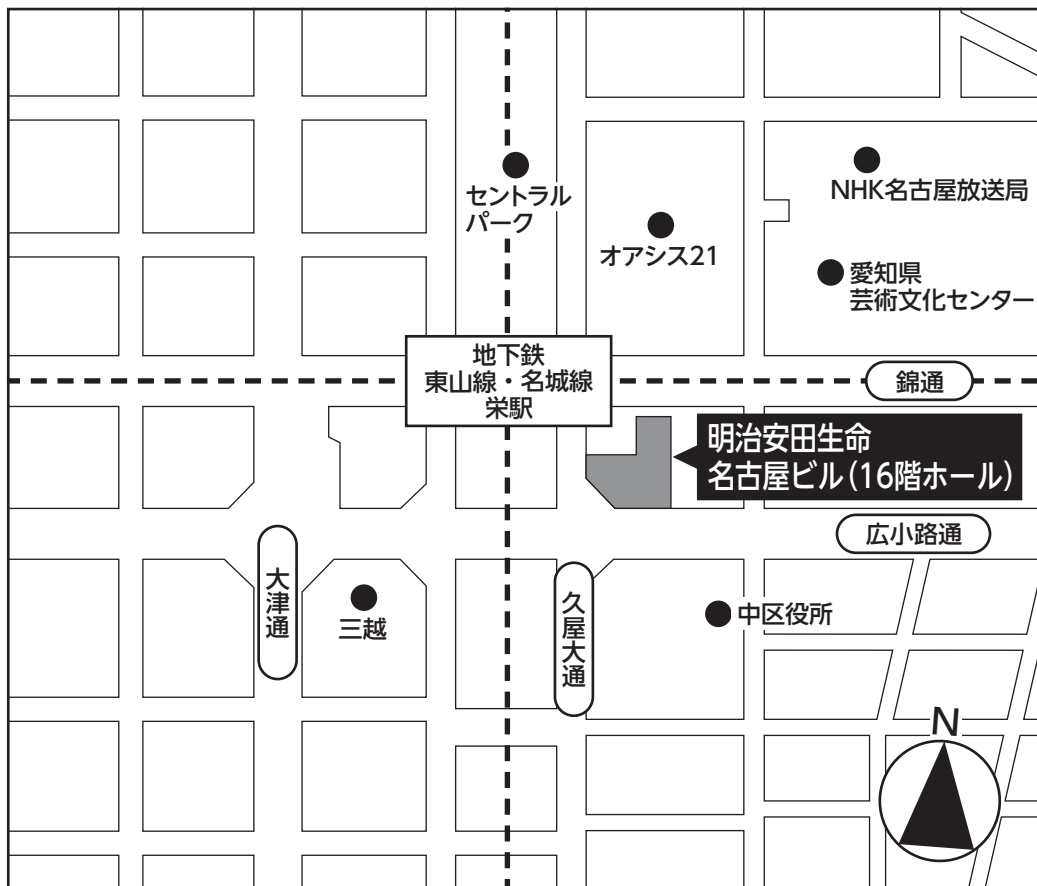
以 上

× ₴

[illegible]

第63回定時株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市中区新栄町一丁目1番
明治安田生命名古屋ビル 16階ホール
電話（052）228－8181（本社代表）
交通：名古屋市営地下鉄 栄駅下車



※当日は駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

